

# 平成30年度 第1回 港区住居表示協議会

日時：平成31年3月25日(月曜日)  
午後6時30分から午後8時まで  
会場：港区役所9階911～913会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 委員の委嘱
- 3 挨拶
- 4 委員紹介
- 5 品川駅北周辺地区の住居表示再整備概要
  - (1) 住居表示再整備の概要及び港区住居表示協議会による協議について
  - (2) 住居表示制度の概要
  - (3) 開発等の状況
- 6 今後のスケジュール
- 7 その他

(配付資料)

- 資料1 港区住居表示協議会委員名簿
- 資料2 品川駅北周辺地区の住居表示の再整備について
- 資料3 港区住居表示協議会での協議について
- 資料4 住居表示制度の概要
- 参考資料1 港区住居表示協議会規則
- 参考資料2 関係地域の町会・自治会のエリア図
- 参考資料3 品川駅周辺地区(区域1～4)の街づくりについて
- 参考資料4 国際交流拠点・品川にふさわしい複合市街地の形成
- 参考資料5 泉岳寺駅地区の街づくりについて
- 参考資料6 泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

## 港区住居表示協議会委員名簿

(敬称略)

| 区分                                   | 役職 | 所属                         | 氏名     | フリガナ      |
|--------------------------------------|----|----------------------------|--------|-----------|
| 会 長                                  |    | 総合支所を担任する副区長               | 田中 秀司  | タナカ ヒデシ   |
| 学識経験者<br>(3人以内)                      | 委員 | 港法曹会 副会長                   | 松田 研一  | マツダ ケンイチ  |
|                                      |    | 東京土地家屋調査士会港支部 副支部長         | 山口 功   | ヤマグチ コウ   |
|                                      |    | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授   | 高見沢 実  | タカミザワ ミノル |
| 区行政委員<br>(2人以内)                      | 委員 | 港区教育委員会 委員                 | 田谷 克裕  | タヤ カツヒロ   |
|                                      |    | 港区選挙管理委員会 委員長              | 島田 幸雄  | シマダ ユキオ   |
| 関係行政機<br>関、公共的団<br>体等の職員等<br>(15人以内) | 委員 | 東京都港都税事務所 所長               | 白石 真一  | シライシ シンイチ |
|                                      |    | 警視庁三田警察署 署長                | 伊尻 隆   | イジリ タカシ   |
|                                      |    | 警視庁高輪警察署 署長                | 川波 佳正  | カワナミ ヨシマサ |
|                                      |    | 東京消防庁芝消防署 署長               | 守屋 正巳  | モリヤ マサミ   |
|                                      |    | 東京消防庁高輪消防署 署長              | 鈴木 恭一  | スズキ キョウイチ |
|                                      |    | 日本郵便株式会社高輪郵便局 局長           | 加藤 光一  | カトウ コウイチ  |
|                                      |    | 港区民生委員・児童委員協議会 会長          | 野尻 三重子 | ノジリ ミエコ   |
|                                      |    | 港区商店街連合会 会長                | 須永 達雄  | スナガ タツオ   |
|                                      |    | 東京商工会議所港支部 会長              | 池田 朝彦  | イケダ トモヒコ  |
| 関係地域の町<br>会、自治会等<br>の代表者<br>(15人以内)  | 委員 | 三田三丁目町会親和会 会長              | 三好 治雄  | ミヨシ ハルオ   |
|                                      |    | 三田新町町会 会長                  | 中島 靖武  | ナカジマ ヤスタケ |
|                                      |    | 車町西町会 会長                   | 小泉 陽一  | コイズミ ヨウイチ |
|                                      |    | 車町東町会 会長                   | 遠藤 豊成  | エンドウ トヨシゲ |
|                                      |    | シティハイツ車町自治会 会長             | 西崎 暁彦  | ニシザキ アキヒコ |
|                                      |    | 高輪北町親和会 会長                 | 梅田 武久  | ウメダ タケヒサ  |
|                                      |    | 高輪共和会 会長                   | 片桐 義雄  | カタギリ ヨシオ  |
|                                      |    | 高輪南町会 会長                   | 石倉 悠吉  | イシクラ ユウキチ |
|                                      |    | 芝浦三・四丁目町会 会長               | 金原 時成  | カネハラ ジセイ  |
|                                      |    | 港南町会 会長                    | 大島 研二  | オオシマ ケンジ  |
| 区の職員<br>(5人以内)                       | 委員 | 芝地区総合支所長                   | 新井 樹夫  | アライ ミキオ   |
|                                      |    | 高輪地区総合支所長 兼務 街づくり支援部長      | 野澤 靖弘  | ノザワ ヤスヒロ  |
|                                      |    | 芝浦港南地区総合支所長 兼務 産業・地域振興支援部長 | 星川 邦昭  | ホシカワ クニアキ |

|    |                      |        |           |
|----|----------------------|--------|-----------|
| 幹事 | 芝地区総合支所区民課長          | 安藤 俊彰  | アンドウ トシアキ |
|    | 芝地区総合支所協働推進課長        | 金田 耕治郎 | カネダ コウジロウ |
|    | 高輪地区総合支所協働推進課長       | 鈴木 雅紀  | スズキ マサキ   |
|    | 芝浦港南地区総合支所協働推進課長     | 大浦 昇   | オオウラ ノボル  |
|    | 産業・地域振興支援部地域振興課長     | 櫻庭 靖之  | サクラバ ヤスユキ |
|    | 街づくり支援部品川駅周辺街づくり担当課長 | 村上 利雄  | ムラカミ トシオ  |
|    | 教育委員会事務局学校教育部学務課長    | 山本 隆司  | ヤマモト タカシ  |
|    | 選挙管理委員会事務局次長         | 高橋 辰美  | タカハシ タツミ  |

平成 31 年 3 月 25 日

## 品川駅北周辺地区の住居表示の再整備について

## 再整備の必要性

「品川駅北周辺地区土地区画整理事業」や「泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業」により、新たなまちづくりの整備が進められています。

線路の移設、道路の廃止・新設、公園等の整備により、区域の形状が変わります。また、これまでの線路や道路により定められている町境が不明確になります。

区では、町の境界や形状等について定めた「港区住居表示の実施基準」に基づき住居表示を実施していますが、この基準にそぐわない地域が生じてしまいます。

## 再整備の時期

土地区画整理事業の区域の場合、換地処分の際に住居表示を再整備する事例がほとんどです。（本件の場合、換地処分は 2026～27 年を予定）

2020 年春に高輪ゲートウェイ駅が暫定開業し、2024 年には街びらきされる予定です。

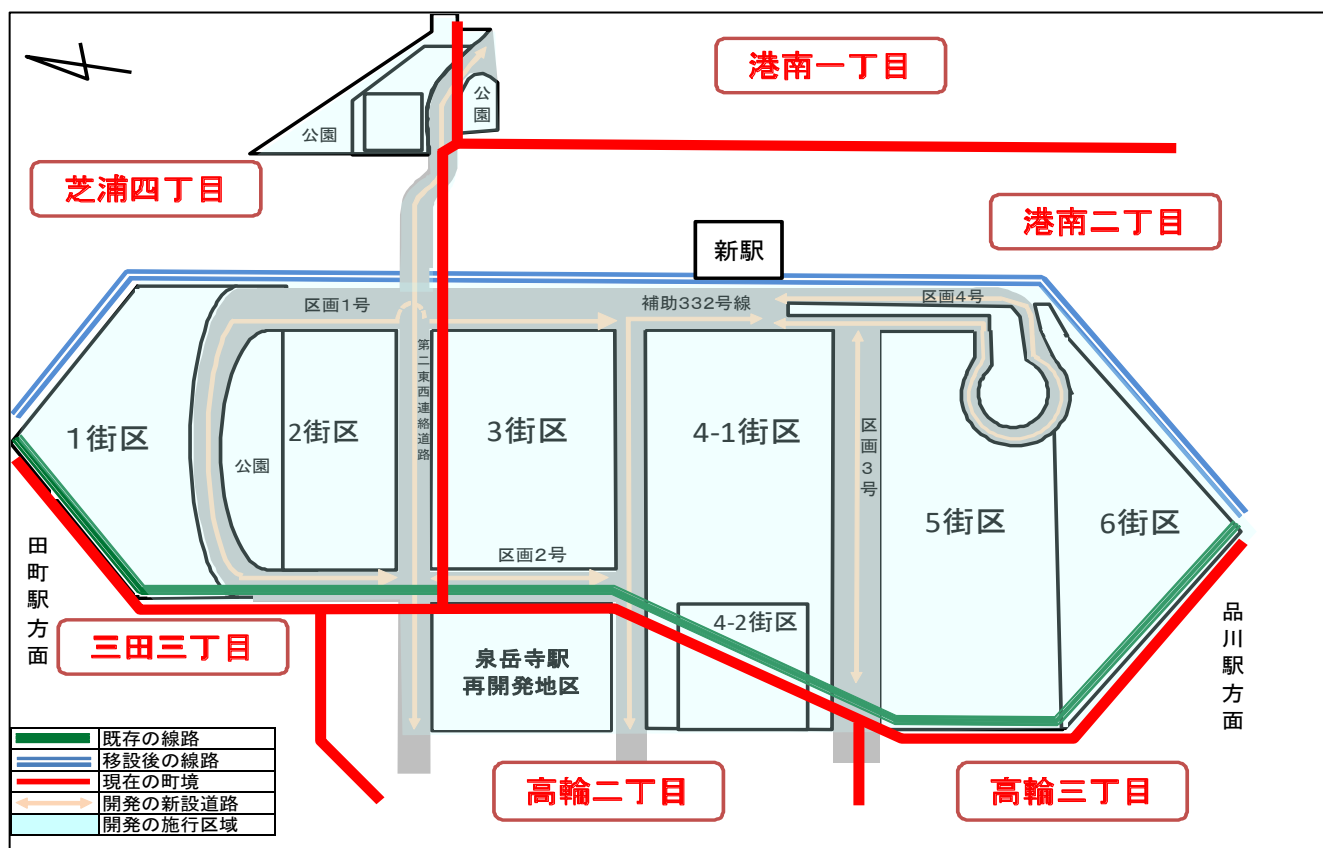
対象区域が広域であり、警察、消防、郵便等の各機関の業務にも影響があります。

総合支所の管轄区域をまたがっているため、総合支所の管轄区域や小・中学校の学区域等について様々な検討が必要となります。

区民生活や商業活動等の社会活動が円滑に行われるように、移設、新設される施設により、早期に住居表示を再整備(町区域の変更等)する必要があります。

## 再整備の対象区域

再整備の対象区域は「品川駅北周辺地区土地区画整理事業の施行区域」及び「泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行区域」並びに上記の区域に隣接する町区域の一部です。



## 港区住居表示協議会での協議について

### 1 港区住居表示協議会開催の経緯

区は、昭和 38 年に港区住居表示協議会規則を制定し、新たに住居表示を実施する際に必要な事項を協議するため、港区住居表示協議会（以下「協議会」という。）を開催してきました。

（平成 8 年に埋立地に新たな住居表示（海岸三丁目）を実施した際に開催して以降、開催していません。）



この度の住居表示の再整備は、既に住居表示を実施済みの区域での再整備であり、新たに住居表示を実施するケースではありませんが、再整備の対象が広範囲であり、区民生活等への影響が大きいことから、地域の方々や関係機関の方々に住居表示の再整備（町区域の変更等）について協議していただくこととしました。

### 2 協議会の活動内容等

区が、「港区住居表示の実施基準」に基づいて町区域の変更等（協議案・素案）を作成します。

（区では、協議会とは別に区の内部組織として「高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進本部」を設け、住居表示の再整備に伴い生じる諸課題を検討していますが、ここでの検討内容も踏まえた町区域の変更（協議案・素案）を作成します。）



協議会は、町区域の変更等について協議します。

協議に際して、区は町区域の変更等（協議案・素案）を協議会に提示し、その内容を説明します。



区は、協議会での協議内容を踏まえて町区域の変更等（案）を決定し、区議会に議案を提出します。区議会での審議、議決を経て、町区域の変更等を実施します。

## 町区域変更等の決定までの流れ

| 時期                     | 協議会開催等の予定項目          | 内容                          |
|------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 平成31年<br>5月下旬～<br>7月上旬 | 平成31年度第1回 港区住居表示協議会  | ・区が検討した町区域の変更等の協議案の協議       |
|                        | 平成31年度第2回 港区住居表示協議会  | ・区が再検討した町区域の変更等の協議案の協議      |
| 7月中旬～<br>9月上旬          | 区において町区域の変更等(素案)のまとめ | ・協議会の意見を踏まえた町区域の変更等(素案)のまとめ |
|                        | 港区住居表示協議会へ報告         | ・町区域の変更等(素案)の報告             |
|                        | 港区議会へ報告              |                             |
|                        | 区において区民への素案説明、意見聴取   |                             |
|                        | 港区住居表示協議会へ報告         | ・意見聴取結果の報告                  |
|                        | 港区議会へ報告              |                             |
| 9月中旬～<br>10月           | 区において町区域の変更等(素案)の再検討 | ・意見聴取結果を踏まえた町区域の変更等(素案)の再検討 |
|                        | 平成31年度第3回 港区住居表示協議会  | ・区が再検討した町区域の変更等(素案)の協議      |
|                        | 区において町区域の変更等(案)の決定   | ・協議会の意見を踏まえた町区域の変更等(案)の決定   |
| 12月                    | 地方自治法に基づき港区議会へ議案提出   | ・港区議会へ町区域の変更等(案)提出          |
| 2020年春                 | 高輪ゲートウェイ駅暫定開業        |                             |

※開発事業者、関係機関等との調整状況によって、スケジュールが前後する可能性があります。

平成31年3月25日

# 住居表示制度の概要

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| ・ 住居表示制度の概要         | 1  |
| ・ 港区住居表示の実施基準（一部抜粋） | 3  |
| ・ 芝公園一丁目 住居表示街区位置図  | 5  |
| ・ 住居表示の実施状況         | 6  |
| ・ 地方自治法（一部抜粋）       | 7  |
| ・ 住居表示に関する法律        | 8  |
| ・ 港区住居表示に関する条例      | 12 |

# 住居表示制度の概要

## 1 住居表示制度の必要性

我が国においては、従来、住所を表すには、町名と土地の番号である『地番』を用いてきました。ただ、一筆の土地の広さや形状は様々であり、地番が必ずしも順序良く整然と並んでいないことや、分筆や合筆により枝番、欠番、飛番が生じて住所が混乱するなど、住所の表示としてはわかりにくく不便であるため、日常生活や産業活動及び行政上の活動において支障をきたしていました。

このため、土地の番号である『地番』を用いた住所の混乱や不便を解消し、住居の表示をわかりやすいものにするため、これまでの『地番』による表示方法にかえて、住居番号による合理的な住居表示制度を規定した「住居表示に関する法律」が制定され、昭和 37 年 5 月 10 日から施行されました。

## 2 住居表示制度の原則

住居表示の方法には、「街区方式」と「道路方式」の 2 種類があります。  
港区は、多くの自治体が採用している「街区方式」を採用しています。

### (1) 街区方式

町の名称及び道路、鉄道の線路その他の恒久的な施設又は河川等によって区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（街区符号）と当該街区内にある建物等に付けられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法。

| 【例】 | 町の名称         | 街区符号 | 住居番号    |
|-----|--------------|------|---------|
|     | 東京都港区 芝公園一丁目 | 1 番  | 1 号     |
|     | 東京都港区 芝公園一丁目 | 1 番  | 1-201 号 |

### (2) 道路方式

道路の名称及び当該道路に接する（又は当該道路に通ずる通路を有する）建物等に付けられる住居番号を用いて表示する方法。

## 3 港区での住居表示の実施等について

### (1) 住居表示の実施基準

港区では、昭和 38 年 9 月に「港区住居表示の実施基準」を定め、住居表示を実施しています。（3 ページ参照）

## (2) 住居表示の実施状況等

### ア 住居表示の実施状況

「住居表示に関する法律」が昭和 37 年 5 月 10 日に施行された後、港区では昭和 39 年以降、順次住居表示を実施してきました。(6 ページ参照)

### イ 住居表示の変更(町区域の変更等)

住居表示を実施している区域について、住居表示実施後の土地区画整理事業等により道路が廃止されたり新設されるなど区域の形状が変化した際は、町区域の変更等を行ってきました。(下表参照)

#### 《町区域、街区の変更事例》

| 変更年月日                            | 変更項目              | 実施町(丁)名          | 変更内容   |
|----------------------------------|-------------------|------------------|--|
| 平成9年1月1日                         | 町区域の変更<br>及び街区の新設 | 台場一丁目            | 「第三台場」港南五丁目14番1号を台場一丁目10番1号へ、「第六台場」港南五丁目13番1号を台場一丁目11番1号へ編入する。 |
| 平成25年12月20日<br>(換地日:平成27年10月30日) | 町区域の変更            | 東新橋一丁目<br>東新橋二丁目 | 東新橋一丁目の一部を東新橋二丁目へ編入する。   |
| 平成26年1月1日                        | 街区の変更             | 東新橋二丁目           | 従前の東新橋二丁目1番、8番、13~15番の街区を新たな1番、8番、13~15番街区に変更する。               |

## 4 関係法令

地方自治法第260条

住居表示に関する法律

港区住居表示に関する条例



## 港区住居表示の実施基準（一部抜粋）

（ 昭和 38 年 9 月 10 日港区告示第 127 号 ）  
改正 昭和 43 年 3 月 8 日港区告示第 15 号

### （1）住居表示の実施基準

#### 1 町の区域の合理化

街区方式によって、住居を表示しようとする場合において、その区域内の町の区域について、（1）及び（2）に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態に即しつつ、できるだけ（3）によりこれを適合するように、その町区域の合理化に努めること。

##### （1）町の境界

町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線であることが適当であること。

##### （2）町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

##### （3）あらたに町の区域を合理化する場合には、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等を勘案しつつ、次の基準によることが適当であること。

##### ア 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定めること。この場合、境界線は道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

##### イ 町の形状

町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡単な境界線をもって一団を形成するように区画すること。

##### ウ 町の規模

町の規模は、当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように適切な規模に定めることとする。

## 2 町の名称の定め方

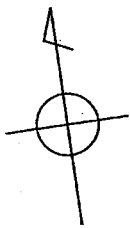
1による町の区域の合理化のため新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

- (1) 従来町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択すること。
- (2) 当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとする。
- (3) 都 23 区の区域を通じて、同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにすること。
- (4) 従来町の規模が大きい町の場合に、町の名称として丁目をつけるとき、あるいは小さい町の場合に、町の名称をつけるときには、その内容を十分検討のうえ行なうものとする。  
なお、丁目の数はおおむね四、五丁目程度にとどめることが適当であること。
- (5) 丁目の配列は一系列の放射式とし、場合により環状式とすること。  
区にあつては、都心を皇居と定め、放射式の町は都市に近い点を起点として放射状に進み、環状式の町は、地方的中心に近い点を起点として、都心に対して環状に進むよう配列すること。  
この場合、地方的中心は東京港とすること。

## 3 街区割り

(以下省略)

# 芝公園一丁目 住居表示街区位置図

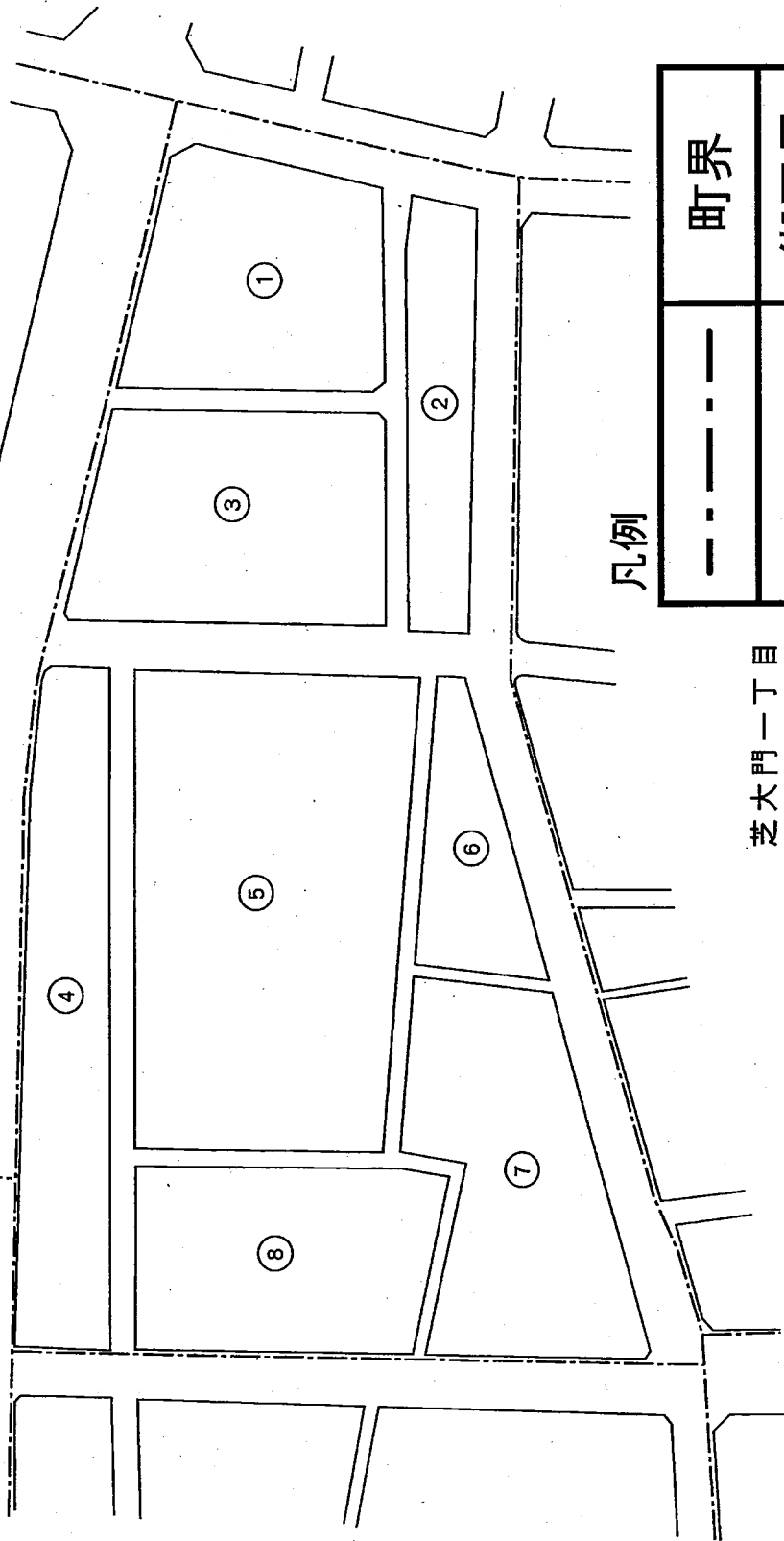


芝公園四丁目

芝公園三丁目

芝公園二丁目

新橋六丁目



凡例

|     |      |
|-----|------|
| --- | 町界   |
| —   | 街区界  |
| ①   | 街区符号 |

芝大門一丁目

1:2000

## 住居表示の実施状況

| 年度 | 実施状況             |      | 実施累計             |       | 実 施 地 域  |
|----|------------------|------|------------------|-------|--|
|    | 面 積              | 率    | 面 積              | 率     |  |
| 昭和 | k m <sup>2</sup> | %    | k m <sup>2</sup> | %     |  |
| 39 | 4.649            | 23.9 | 4.649            | 23.9  | 芝一～五、芝浦一～四 (39. 7. 1実施)<br>海岸一～三、港南一～四 (40. 3. 1実施)  |
| 40 | 1.085            | 5.6  | 5.734            | 29.4  | 東新橋一・二、新橋一～六、西新橋一～三 (40. 7. 1実施)   |
| 41 | 5.894            | 30.3 | 11.628           | 59.7  | 南麻布一～五 (41. 4. 1実施)<br>元麻布一～三、元赤坂一・二、赤坂一～九 (41. 7. 1実施)<br>南青山一～七、北青山一～三 (41. 10. 1実施)<br>西麻布一～四 (42. 1. 1実施)                  |
| 42 | 3.899            | 20.0 | 15.527           | 79.7  | 三田一～五、高輪一～四、六本木一～七 (42. 7. 1実施)<br>港南五 (港南五丁目を港区に編入) (42. 8. 1実施)  |
| 43 | 1.726            | 8.9  | 17.253           | 88.6  | 白金一～六、白金台一～五 (44. 1. 1実施)  |
| 46 | 0.945            | 4.9  | 18.198           | 93.4  | 浜松町一・二、芝大門一・二、芝公園一～四 (47. 1. 1実施)  |
| 48 | 0.164            | 0.8  | 18.362           | 94.3  | 麻布台一・二 (49. 1. 1実施)  |
| 51 | 0.037            | 0.2  | 18.399           | 94.4  | 麻布台三 (51. 10. 1実施)   |
| 52 | 0.605            | 3.1  | 19.004           | 97.6  | 虎ノ門一～五、芝公園三 (芝栄町を編入) (52. 9. 1実施)<br>愛宕一・二 (53. 1. 1実施)  |
| 53 | 0.172            | 0.9  | 19.176           | 98.4  | 麻布十番一～四、六本木六 (麻布南日ヶ窪町を編入) (53. 9. 1実施)   |
| 56 | 0.241            | 1.2  | 19.417           | 99.67 | 東麻布一～三 (56. 4. 1実施)  |
| 57 | 0                | 0    | 19.417           | 97.12 | [台場 (0.512 k m <sup>2</sup> ) を港区に編入。港区総面積19.993 k m <sup>2</sup> ]  |
| 62 | 0                | 0    | 19.417           | 96.96 | [海岸一丁目、海岸三丁目地先埋立地 (0.032 k m <sup>2</sup> ) を港区に編入<br>港区総面積20.025 k m <sup>2</sup> ]   |
| 63 | 0                | 0    | 19.417           | 96.77 | [海岸一丁目、海岸三丁目地先埋立地 (0.040 k m <sup>2</sup> ) を港区に編入<br>港区総面積20.065 k m <sup>2</sup> ]   |
| 平成 |                  |      |                  |       |  |
| 2  | 0                | 0    | 19.417           | 96.62 | [海岸一丁目、海岸三丁目地先埋立地等 (0.032 k m <sup>2</sup> ) を港区に編入<br>港区総面積20.097 k m <sup>2</sup> ]  |
| 4  | 0                | 0    | 19.625           | 96.63 | [国土地理院修正に基づく東京都境界未定地処理による。<br>港区総面積20.310 k m <sup>2</sup> ]   |
| 7  | 0.546            | 2.7  | 20.171           | 99.17 | 海岸一 (埋立地) ( 7. 4. 1実施)<br>台場一・二 ( 7. 7. 1実施)<br>[海岸三丁目地先埋立地 (0.029 k m <sup>2</sup> ) を港区に編入<br>港区総面積20.339 k m <sup>2</sup> ] |
| 8  | 0.104            | 0.5  | 20.275           | 99.69 | 海岸三 (埋立地) ( 9. 1. 1実施)   |
| 27 | 0                | 0    | 20.31            | 99.71 | [国土地理院の面積の計測方法変更による。<br>港区総面積20.37 k m <sup>2</sup> ]  |

## ○地方自治法（一部抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（昭二二法一六九・昭三五法一一三・昭三九法一六九・昭四四法二・平二三法一〇五・一部改正）

## ○住居表示に関する法律

(昭和三十七年五月十日)

(法律第百十九号)

第四十回通常国会

第二次池田内閣

改正 昭和四二年七月二五日法律第八一号

同四二年八月一〇日同第一三三号

同五八年一二月一〇日同第八三号

同六〇年六月一四日同第五九号

平成一一年一二月二二日同第一六〇号

同二六年五月三〇日同第四二号

住居表示に関する法律をここに公布する。

住居表示に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という。)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(平二六法四二・一部改正)

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

- 2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。
- 3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

- 2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(昭四二法一三三・全改、昭六〇法五九・一部改正)

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。
- 4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなけ

ればならない。

- 5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。
- 7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(昭四二法一三三・追加)

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(昭四二法八一・一部改正)

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭四二法一三三・一部改正)

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

- 2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)



第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(昭六〇法五九・追加)

(国又は都道府県の指導等)

第十条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(昭四二法一三三・昭五八法八三・昭六〇法五九・平一一法一六〇・一部改正)

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

(政令への委任)

第十三条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭四二法一三三・追加)

(付則等以下省略)

## ○港区住居表示に関する条例

昭和三十九年三月三十日

条例第三号

(目的)

第一条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第四条および第八条第二項の規定に基づき住居の表示に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(街区の区域)

第二条 区長は、街区の区域を新たに画し、もしくは廃止し、または街区の区域もしくは街区符号を変更するときは、その旨および実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第三条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として区長が別に定めるものを新築した者は、直ちに区長にその旨を届出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者または占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号を付け、または従来住居番号を変更し、もしくは廃止するように区長に申し出ることができる。

3 区長は、第一項の届出もしくは前項の申出があつたとき、関係人もしくは関係行政機関の長から住居番号が実態に即していない旨の通知があつたとき、または実態調査等により住居番号を付け、変更し、もしくは廃止する必要を知つたときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 区長は、住居番号を付け、変更し、または廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第四条 建物その他の工作物の所有者、管理者または占有者は、区長が別に定める場合のほか、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

一 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近

二 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する付近

2 前項の表示の様式は、区長が別に定める場合を除き、別記様式によらなければならない。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和三十九年七月一日から施行する。

(別記様式省略)